

# News Release

2022年3月2日

## 入院給付金における「みなし陽性」「自主療養」への対応について

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大により、健康被害ならびに事業等に影響を受けられているみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:加治 資朗)は、2022年1月24日の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」を受けて、入院給付金における「みなし陽性」「自主療養」について、下記のお取り扱いを実施いたします。

### 記

	説明	入院給付金のお取り扱い
みなし陽性	医療機関等におけるPCR検査を行わず、医師等の診断により感染者と診断されること。	お支払い対象です。 医療機関等のPCR検査の有無にかかわらず、医師等の診断により「新型コロナ」罹患が確認された場合には、「宿泊療養・自宅療養」による疾病入院給付金のお支払い対象といたします。
自主療養	神奈川県で実施されている制度。重症化リスクの低い方で、抗原定性検査キット等により陽性が判明した方を対象に、神奈川県独自の「自主療養届出システム」を活用して、医療機関を受診せずに療養を行うこと。	お支払い対象です。 神奈川県で実施されている「自主療養」制度について、療養されている感染者に対しても、療養終了後、県より「療養証明書(自主療養専用)」*が発行された場合、「入院」とみなし、所定の療養期間に対して、疾病入院給付金をお支払いいたします。

※自主療養届出システムへの登録で自動発行される「自主療養届」とは異なりますので、ご注意ください。  
詳細は、神奈川県公式ホームページ「[新型コロナ 自主療養について](#)」をご確認ください。

なお、神奈川県以外で同様の制度が開始された場合には、制度内容を個別に確認した上で対応いたします。

以上